

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

和歌山県

2 構造改革特別区域の名称

和歌山県I T 人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

和歌山県の全域

4 構造改革特別区域の特性

和歌山県は、わが国最大の半島である紀伊半島の南西部に位置し、北は大阪府、東は奈良県と三重県、南は熊野灘に接し、西は紀伊水道を挟んで徳島県と向かい合っている。距離にして東西 99.7k m、南北 106.3k m、総面積は 4,726k m²で国土の 1.25%を占めている。面積の大部分は紀伊山系を中心とする 1,000m前後の山岳地帯で、総面積に占める森林面積割合が 77%で全国 6 位である。また、これらの山岳地帯は、高野山、那智山など古くから山岳信仰の拠点として有名で、平成 16 年 7 月には「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されている。また、海岸線は、総延長 648k mに及ぶ長いリアス式海岸を形成し、黒潮に洗われ景勝に富んでいる。特に、串本町沿岸海域は、平成 17 年 11 月に、最北限のサンゴの群生地としてラムサール条約に登録されたところである。

一方、国土軸から大きく離れ、山深く平地の少ない地理的ハンディキャップを抱えているため、交通体系の未整備も含め、他地域との交流・連携が難しい面がある。そのため、若者の都市への流出や少子高齢化などにより、人口減少が顕著となっており、平成 17 年の国勢調査で 1,035,969 人（男 488,022 人、女 547,947 人）となり、平成 12 年の国勢調査に比べ、33,943 人減少しており、その対策が喫緊の課題となっているところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

本県では、デジタルディバイドが存在し、ブロードバンド基盤の整備の促進によりその解消を図っているところであるが、そのインフラ整備を進める一方で、その利活用に関しては、着実に進んでいるとは言えない状況にある。本来、インフラ整備においては、その利活用等を視野に入れ、同時に発展させることが望ましいものであり、また地理的ハンディキャップの緩和という観点からも利活用が非常に重要視されているところである。

また、本県では、人口減少対策といった観点からも、企業立地を重要施策の 1 つと位置

付けている。平成 13 年度より、I T 企業誘致を目的とした「I H S 構想」に基づきソフトウェア開発等を行う企業の誘致を行ってきた結果、これまで 5 社が進出しているが、さらなる誘致対策が急務となっており、誘致企業への I T 人材の供給にさらに力を入れる必要がある。

この対応として I T 人材の育成が最重要となっているところである。それにより、I T 企業、さらには他業種の企業の立地を推進し、地域の雇用対策、人口減少対策にも貢献ができるとともに、地域の情報化による地理的ハンディキャップの緩和にも有効である。

そのため、本県では、情報処理に関する国家試験において、基本的な資格として位置付けられている基本情報技術者試験について「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」の特例措置を適用することによって、地域の情報化に貢献する人材の育成及び輩出や、また、この資格をステップにし、より上級の国家資格の取得や高度な I T 技術取得を目指す者の環境づくりを行うことで、課題を解決し、地域振興につなげていく。

6 構造改革特別区域計画の目標

効率的な学習プランが立てられることによる合格率の向上と合格者の増加による I T 人材の育成、それにともなう I T 関連企業等への雇用、I T 関連企業誘致の促進、デジタルデバイドの緩和に向けた地域の情報化リーダーの輩出を目的とする。

具体的には、教育の主体間で存在するカリキュラム等の差異を吸収する効率的な学習により、より高度な知識の習得や、企業等への就職が可能となる。

今回の午前試験の免除という特例措置により、より効率的に学習できることが保証されれば、これから学習に取り組もうとする者にとっては大きなインセンティブとなる。

特に、就職難による失業等で O J T によるスキルアップがなされていない者にとっては、より「再チャレンジ」への意欲が増し、雇用や地域経済の発展に貢献するものと考えられる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本県が重要施策の 1 つと位置付けている I T 関連企業の誘致と、それに伴い発展が促される企業の集積、情報化による地域の振興が可能となる。

特に、I T 関連企業を誘致のターゲットとした「I H S 構想」や「南紀 I T ビジネス集積プラン」等により目指すところの、相乗的な企業の発展に対して、I T 人材の供給が進出企業側としての課題でもある I T 人材の確保という問題に十分な対応ができ、また、地域での雇用対策という面にも大きな効果をもたらすものである。

それにより、地理的ハンディキャップを持った本県においても他地域と比べて遜色のない地域振興が行える。

8 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 和歌山県ブロードバンド基盤整備5カ年計画

F T T Hサービス又はケーブルインターネットサービスが展開されていない10市町村を「重点整備地域」と位置づけ、今後5年間でF T T H方式による超高速ネットワークの整備を行うもの

- ・ 整備内容・・・公設民営方式、F T T H方式による超高速ネットワーク

(2) 電子自治体の推進

- ・ 電子申請システムの開発及び運用
- ・ 電子入札(調達)システムの構築
- ・ マルチペイメントネットワークの構築
- ・ 公的個人認証サービス
- ・ 市町村による共同アウトソーシングの検討

(3) わかやまIT人材アカデミー推進

企業や地域社会の情報化を推進するため必要なITスキルを有する人材を育成する。

I H S 構想推進への最重要課題である即戦力のIT人材を育成し、スキルアップから就職までの一貫した支援体制を構築するもの

(4) I H S 構想 (Innovation Hot Springs)

和歌山県南部に位置し、温暖な気候と温泉に恵まれた観光地である田辺・白浜地域へ情報通信関連産業の集積を促進し、世界へ広がる知的創造空間をつくりだす構想

別紙

1 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

- ・和歌山コンピュータビジネス専門学校(和歌山県和歌山市黒田41-1)
- ・オフィスメイト株式会社(和歌山県田辺市湊761-3)
- ・特定非営利活動法人 和歌山IT教育機構(和歌山県田辺市新庄町3353-9)
- ・和歌山県立和歌山高等技術専門学校(和歌山県和歌山市小倉90)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

基本情報技術者講座(SEコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース) 別添資料1のとおり

【和歌山コンピュータビジネス専門学校】

基本情報技術者講座(Aコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース) 別添資料2のとおり

【オフィスメイト株式会社】

基本情報技術者講座(ソフトウェアエンジニアコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース) 別添資料3のとおり

【特定非営利活動法人和歌山IT教育機構】

基本情報技術者講座(資格対策コース/サーティファイ・情報処理技術者能力
試験2級併用コース) 別添資料4のとおり
【和歌山県立和歌山高等技術専門学校】

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の80%以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験の有資格者と定める。

おって、これらの有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題、または、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称:情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目:情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示すとおり

試験項目

1	情報の基礎理論
	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語
	計算量と情報量
2	データ構造とアルゴリズム
	データ構造、アルゴリズムの基礎
	流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率
3	ハードウェア
	半導体と集積回路
	プロセッサ、動作原理
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4	基本ソフトウェア
	OS の種類と構成
	プロセス管理、割込み制御
	主記憶管理、仮想記憶
	入出力制御、ジョブ管理
	ファイル管理、障害管理
	ヒューマンインタフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5	システム構成と方式
	システム構成方式、処理形態
	システム性能、信頼性
	応用システム
6	システム開発と運用
	プログラム構造、制御構造
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	システムの環境整備、運用管理
7	ネットワーク技術
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LAN とインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
	ネットワークソフト
8	データベース技術
	データベースモデル
	データの分析・正規化

	データ操作
	データベース言語、SQL の利用
	DBMS の機能と特徴
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)
9	セキュリティ
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10	標準化
	情報システム基盤の標準化
	データの標準化
	標準化組織
11	情報化と経営
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
	情報化戦略(業務改善など)
	IE 分析手法、管理図
	確率と統計
	最適化問題、意志決定理論
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
	関連法規(情報通信、知的財産権)

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。